

「終身型生活習慣病保険」の留意事項等

7大疾病一時金

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病一時金をお支払いします。

		支払事由	支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物	・がん（上皮内新生物を含みます）と診断確定されたとき	7大疾病基準金額 × 契約時に選択した 給付割合*	無制限 ⚠️がん、6大疾病 それぞれについて 1年に1回を限度
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき	7大疾病基準金額 × 契約時に選択した 給付割合*	無制限 ⚠️がん、6大疾病 それぞれについて 1年に1回を限度
6大疾病	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき		
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき		
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき		
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		

*7大疾病一時金の給付割合は、契約時に、以下より選択いただけます（契約後の変更は取り扱いません）。

給付割合	6大疾病による7大疾病一時金	がんによる7大疾病一時金
100%	100%	100%
50%	50%	
25%	25%	

保障内容に関する注意事項

- 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- 7大疾病一時金を複数回お支払いする場合、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、（解離性）大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 6大疾病による7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- 同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。

先進医療給付金・先進医療見舞金

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用 （自己負担額）	1回の療養：450万円 通算：2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の 10%相当額	1回の療養：45万円 通算：200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

その他

- この保険には解約返戻金はありません。
- この保険(特約含む)には配当金はありません。
- がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、「7大疾病保険(返戻金なし型)S」(付加特約を含みます)は無効となり、7大疾病一時金はお支払いしません。